

2019
09
September



CLIENT



No.333

弊法人からの連絡事項

- ・税額予測をご利用ください

P1・2

税務トピックス

- ・消費税率の引き上げと歯科医院の対応

税務トピックス

- ・税額予測の見方

P5

P3・4

Q&A～皆様からのご質問にお答えします

- ・消費税増税の影響シミュレーション

P6

税務トピックス

- ・設備投資のご予定について

P7

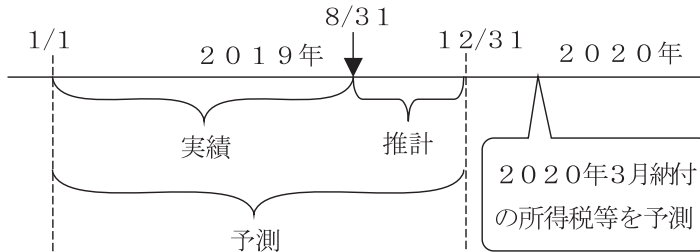


次号（2019年10月号）はお休みさせていただきます。

「税額予測」をご利用ください ～9月30日（月）お申込み分まで無料です（標準契約の場合）

今年も恒例の「税額予測」の時期となりました。

税額予測は、1月から8月までの実績を基に年間の医業収入・医業原価・医業経費を予測し、措置法26条の計算を加味して、所得控除・税額控除を差し引き、税額を予測するものです。



1. 対象

「税額予測」の対象は、開業2年目以降の個人医院です。

※医療法人の税額予測は、各法人の決算の2ヶ月前に行います。（理事長個人は対象外です）

2. 費用

- (1) 一般契約で9月30日（月）までのお申込み：無料
- (2) 一般契約で10月1日（火）～10月15日（火）までのお申込み：11,000円（税込）
- (3) セルフマネージメント契約で10月15日（火）までのお申込み：11,000円（税込）

※10月16日（水）以降は、税額予測のお申込みを受け付け致しません。ご了承ください。

3. 申込方法

下記書類を期日までにお送りください。

- ①「税額予測」の申込書
- ②1月～8月までの月次資料

税額予測は、一般契約で9月30日（月）までに、①申込書をファックス、②月次資料を郵送、いただいた場合に無料となります。お早めにご準備ください！

現在、生活費として認識している金額をお知らせいただければ、「その生活費」と「医院の収入」及び「院長先生の所得」とのバランスを確認できます。

8月以降に収入、支出で大きな動きがある場合はお知らせください。

FAX:03-3593-3245

税額予測の申込書

申込期限 2019年9月30日（月）
（有料申込は10月15日（火）まで）

2019年分（2020年申告分）の税額予測を行いますので、ご希望の方はFAX、又は郵送にてお申し込み下さい。
 8月までの資料が未着の場合は予測できません。期日までにお申し込みいただいても、8月分資料が9月30日（月）までに届かない場合は有料となります。ご注意ください。

一 般 契 約	費 用	
	9月30日まで	無 料
	10月 1日～10月15日	11,000円
セルフマネージメント契約	11,000円	

4000 霞ヶ関歯科医院 御中

予測結果送付先 試算表送付の宛先にお送り致します。

◎ 生活費等（食費、自宅の賃借料、お子様の学費など、医院にまったく関係のない支払）
 希望の金額をお知らせいただければ、その生活費で「医院で自由に使える資金がどのくらい残るのか」を予測計算いたします。

1か月の生活費等 万円

◎ その他、予測に関するご意見・ご希望・ご質問

日本クレアス税理士法人 医療事業部
 〒100-6033 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング 33F

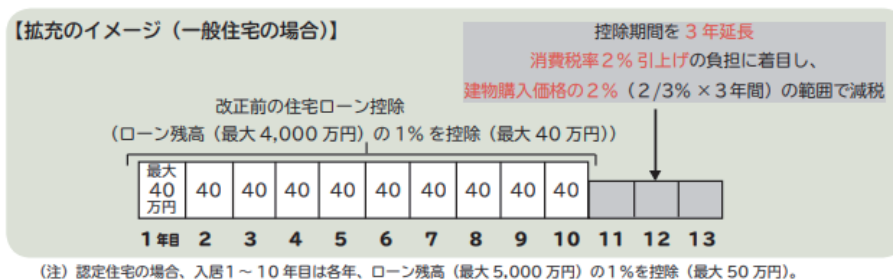
FAX:03-3593-3245 [007060-00]

4. 2019年の改正点

住宅ローン控除の拡充

消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化の観点から、住宅に関する税制上の支援策が講じられます
 ※2019年10月1日から2020年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用します。

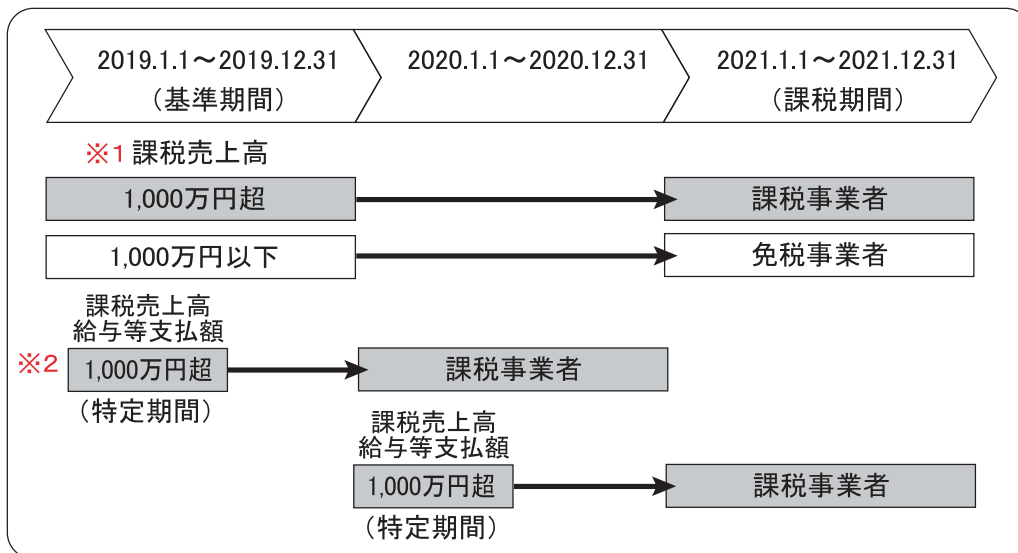
- 消費税率 10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間を3年延長
 (改正前: 10年間⇒改正後: 13年間) します。
- 11年目以降の3年間については、消費税率2%引上げ分の負担に着目した控除額の上限を設定します。
 具体的には、各年において、以下のいずれか少ない金額を税額控除します。
 - ① 建物購入価格の2/3%
 - ② 住宅ローン年末残高の1%



5. 消費税の免税判定

個人医院の消費税の免税判定は、2021年度の判定を2019年の実績で行います。2021年に免税となるためには、今年度 (2019年) の課税売上高が1,000万円以下でなければなりません。

○個人事業者の納税義務



- ※1 課税売上高は自費収入だけではなく、歯ブラシ等の販売収入や撤去冠等の金属代収入、事業用として使用している車の売却に関する下取り金額等も含まれますのでご注意ください。
- ※2 上記で免税の条件を満たしていても、前年の1月から6月までの6か月間 (特定期間) の課税売上高と給与等支払額が各1,000万円を超えた場合、翌年は課税事業者となります。

日本クリアス税理士法人 医療事業部 < 税額予測に関するご相談は、お気軽に >

お問い合わせ先は ☎ 03-3593-3237

税額予測の見方についてご案内いたします。
 税額予測を活用するメリットは以下の通りです。

- ✔ 経過した8か月間の実績を基に、収入・経費・所得等を予測し、利益目標への取り組みを見通せます。
- ✔ 消費税について、2021年度の免税事業者になるかどうか把握できます。
- ✔ 所得税、住民税及び消費税等の予測納税額が把握できます。
- ✔ 納税資金のご準備(資金繰り)を考える余裕が生まれます。
- ✔ 設備投資を計画することができます。
- ✔ ふるさと納税の有効活用が検討できます

2019 年度税額予測計算表 (8月実績)

4000 新宿歯科医院

9月からの予測額(1か月分)		年間合計(予測)
社保収入	1,475,560	17,706,722
国保収入	1,181,235	14,174,821
自費収入	917,020	11,004,240
その他収入	29,276	351,305
収入合計	3,603,091	43,237,088
医業原価	538,741	6,464,892
医業経費	1,510,712	18,128,545
経費合計	2,049,453	24,593,437
所得	1,553,637	18,643,647
仮払税金	89,945	1,079,339
消費税課税売上高	11,077,000	

① ② ③ ④

⑤ ⑥

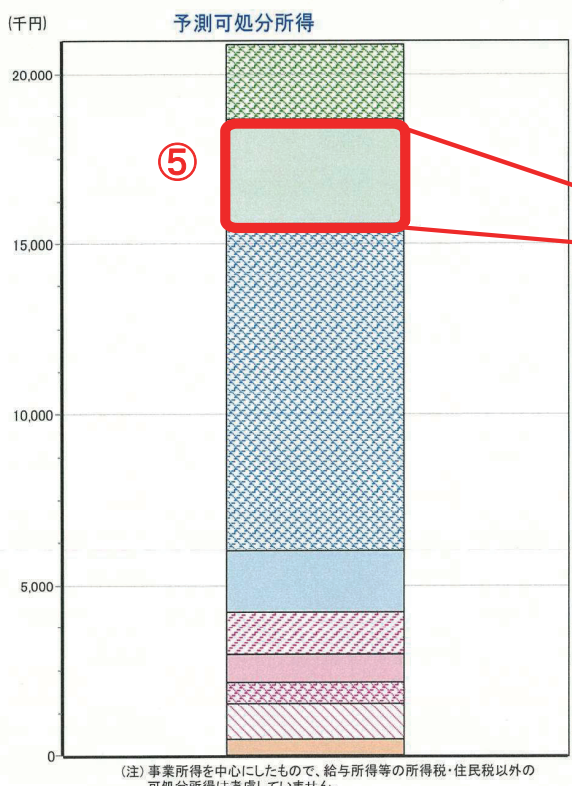
医業経費には専従者給与 3,000,000 円が含まれています。

③ 予測医業収入	43,237,088 円
予測医業経費	24,593,441 円
予測医業所得	18,643,647 円
青色申告特別控除	650,000 円
④ 措置法差額	2,804,898 円
事業所得金額	15,188,749 円
所得控除	3,150,000 円
(医療費控除等を除き、昨年の実績を採用)	
住民税の所得控除は	2,820,000 円
住宅借入金等特別控除	0 円
(昨年の実績を採用)	

課税所得金額	12,038,000 円 (住民税の課税所得金額は 12,038,000 円)
住民税額 <2020年6月以降納付分> (住民税に)	12,368,000 円 × 10% - 調整額 2,500 円 +
所得税額	12,038,000 円 × 33% - 1,536,000 円 = 2,436,540 円
復興特別所得税	(所得税額 特別控除等) × 2.1%
予測仮払税金	1,079,339 円 +
他源泉所得税	0 円 =
源泉徴収税額	1,079,339 円
2020年4月の所得税の納付税額	所得税額 特別控除等 復興特別所得税
	2,436,540 円 - 0 円 + 51,167 円

POINT ふるさと納税

所得税、住民税から控除を受けられる上限額があります。
 ご関心がございましたら、担当までお問い合わせください。



減価償却	2,220,000 円
⑤ 利用可能額	3,046,708 円
個人分	9,600,000 円
住宅ローン	2,400,000 円
健康保険・国民年金等	2,400,000 円
その他生活費等	4,800,000 円
事業借入金返済	1,800,000 円
住民税	1,239,300 円
納付税額	808,300 円
予定納税額	600,000 円
源泉徴収税	1,079,339 円
消費税 (中間含む)	470,000 円

⑥ 予測納税額	
所得税 [復興特別所得税含む]	808,300 円
住民税	1,239,300 円
消費税	470,000 円

所得税の税率は、分離課税に対するものなどを除くと、5%から45%の7段階に区分されています。

課税される所得金額(千円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)に対する所得税の金額は、次の速算表を使用すると簡単に求められます。

所得税の速算表

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円を超え 330万円以下	10%	97,500円
330万円を超え 695万円以下	20%	427,500円
695万円を超え 900万円以下	23%	636,000円
900万円を超え 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円を超え4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

2,368,000円)
おける寄附金の税額控除は考慮外)
均等割 5,000円= 1,239,300円

436,540円
= 51,167円

源泉徴収税額 600,000円 = 納付税額 808,300円
- 1,079,339円 -

※措置法26条：適用あり
2021年分消費税予測 課税・免税

審	理	担	当

◆税額予測の解説

- 1月～8月までの実額の収入と経費等の平均額から、1か月当たりの予測額を載せています。この予測額よりも所得が大きくなった場合には、税額も予測より増えます。
- 1年間の消費税の課税売上高(予測)です。1,000万円を超える場合は、2021年が課税事業者になります。
なお、10月から12月の売上における消費税額は10%で計算しています。
- 年間の収入、経費、所得の予測額です。
- 措置法26条※が適用になる場合は、ここに金額が表示されます。金額が大きいほど、税制上有利になります。
- 利用可能額は、予測計算で算出された院長の所得から生活費を差し引いた金額です。

は、生活費以外に使えるお金があることを意味します。

は、生活費だけで他に使えるお金はないことを意味します。
- 予測納税額は、来年3月以降に納める税額です。
△(マイナス)の場合は、還付される金額です。

※措置法26条では、医業又は歯科医業を営む個人の各年における社会保険診察報酬が、5,000万円以下であり、かつ全体の収入金額が7,000万円以下であるときは、実際の必要経費額に代えて、概算経費額を計上することができます。

税額予測に関するご質問は、担当までお問合わせください。
日本クリアス税理士法人 医療事業部

お問合わせ先は ☎03-3593-3237

2019年10月1日から、いよいよ消費税率が10%に引き上げになります。今回は新たに8%の軽減税率が導入されるため、注意が必要となります。

自由診療の注意点に関しては、CLIENT2019年2月号 4頁を参照してください。

■ 軽減税率の対象商品について

軽減税率の対象になるのは、「酒・外食やケータリングを除く飲食料品」となっています。

飲食料品とは、食品表示法に規定する「食品」を指すため、医薬品や医薬部外品は対象外となります。

医院窓口で「食品」に該当するガムやチョコレート、

サプリメント等を販売している場合は、区分して管理が必要となります。「食品」に該当するかどうか不明な場合は納品書で確認するか、または、仕入先に問い合わせてください。



■ 帳簿の記載方法について

【売上に係る月次資料について】

経過措置や軽減税率の適用により8%となる場合は、帳簿の摘要欄に8%と明記してください。2019年10月1日以降、記載がない課税売上は全て10%で計上となりますので、ご注意ください。

窓口現金出納帳

会社コード		赤坂歯科医院				28
年	月	科目コード	科目名			
1	10	112	窓口現金			50,000
日付	相手科目コード	相手科目名	摘要		差引残高	
1	612	社保収入	10	25,500	75,580	
	613	国保収入	11	17,030	92,610	
	614	自費収入	山田太郎 8%	21,600	114,210	
	614	自費収入	鈴木一郎	165,000	279,210	
	615	その他収入	3 8%	972	280,182	
	615	その他収入	4	1,100	281,282	
	111	現金	院長へ		50,000	
2	612	社保収入	12	25,600		
	613	国保収入	9	10,900		
	614	自費収入	山本花子			
	614	自費収入	返金 佐藤桃子 8%		141,900	
	615	その他収入	2		142,560	
	111	現金	院長へ		50,000	

印象の採得基準等により
旧税率が適用

同日に軽減税率適用のその他収入と
それ以外のその他収入がある場合

旧税率で受け取った売上
の返金が発生した場合

【費用に係る月次資料について】

消費税の免税事業者及び簡易課税制度を選択している場合・・・従来通りで問題ございません。

消費税が原則課税の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・必ず区分して記載をしてください。

- ・会計ソフトに入力又は出納帳に記載している場合は摘要欄に8%と明記してください。
- ・記帳代行で領収書、請求書等をお送りいただいている場合は従来通りで問題ございません。

25	713	医薬仕入	KOデンタル
	713	医薬仕入	KOデンタル 8%
	713	医薬仕入	岩瀬歯科商会
	713	医薬仕入	岩瀬歯科商会 8%

必ず区分して記載してください

ご不明な点は担当へお問い合わせください
日本クリアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎ 03-3593-3237

Question

10月より消費税が8%から10%へ引き上げられた場合、実際の支出としてはどれくらいの影響があるのでしょうか。

Answer

消費税の増税による影響シミュレーション

下記の表は各医院の消費税課税対象となる課税収入(②)に対する消費税増加(③)と、消費税が発生する経費に対する消費税増加(⑦)を比較した一覧表になります。

保険診療中心の医院でも自由診療、歯ブラシ等の物品販売があれば、②課税収入の金額に対して③のとおり、**預かる消費税の金額が増えます。**

経費については給与やスタッフの社会保険料には消費税がかかりませんが、医薬仕入・外注技工は保険診療に対する原価か、自由診療に対する原価かということは関係なく、すべて医薬仕入と外注技工の支払いに消費税がかかりますので、2%の増税分は影響を受けます。家賃、水道光熱費、電話等の通信費、ホームページや求人の広告料など、他にも多くの経費で消費税が増加します。⑦のとおり、課税仕入に対して**支払う消費税の金額が増えます。**

	①		②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
	医業収入	保険診療割合	課税収入(自費収入等)	消費税増加2%	医薬仕入外注技工	諸経費	課税仕入(④+⑤)	消費税増加2%	差引(③-⑦)	所得への影響
A 個人 歯科	5,700万	87%	740万	15万	965万	1,120万	2,085万	41万	△26万	△2.6%
B 個人 歯科	7,000万	80%	1,400万	28万	1,400万	800万	2,200万	44万	△16万	△0.8%
医療 法人	1億	90%	1,000万	20万	1,400万	2,000万	3,400万	68万	△48万	△2.4%

【預かる消費税の増加③】と**【支払う消費税の増加⑦】**の差額が上記の⑧となります。

課税売上が1,000万円、課税仕入が2,000万円くらいの医院では15万円くらいの支出増加となります。

医院の所得への影響としては1%くらいの影響の医院が多いようです。ただ、保険診療割合が90%近い医院では課税仕入で支払う消費税の影響が大きくなり3%くらいの影響という結果になる医院もありました。

反対に自由診療割合が高く、課税売上高が大きい医院では預かる消費税の金額が大きくなりますが、最終的には納税するため所得への影響はない結果となります。

2020年・2021年の消費税等の申告に関して、簡易課税等の判定を行う必要がございます。高額な設備投資をする場合、課税方式を変更したほうが有利になるケースもありますので、皆様の設備投資のご予定をお知らせください。

つきましては右記の「設備投資に関するお問合せ」を同封しましたので、ご記入の上FAXにてご回答ください。

納税額への影響が大きくなることも考えられますので、**9月30日(月)までに回答をお願いします。**

注意点

歯科医業は一般的に簡易課税方式を選択したほうが税額計算や書類保存義務の点等で有利です。しかし、高額な設備投資をする場合には原則課税方式を選択したほうが税額計算の面で有利になることもあります。

簡易課税方式から原則課税方式へ変更するには、設備投資を行う前年までに届出を提出する必要があります。そのため、2020年・2019年の設備投資についてご予定をお知らせください。

FAX: 03-3593-3245

設備投資に関するお問合せ

期限 2019年9月30日(月)

※本年度の消費税及び所得税の申告に関連して、簡易課税、税額控除等の判定を行う必要がございますので、設備投資の予定についてご回答をお願いいたします。

①購入価格又はリース報酬が100万円以上の器材、又は車の購入予定
 ②器材、又は車の売却予定
 ③診療所の改装、又は移転の予定
 ④自宅の購入、又は買い替への予定

〔記載例〕

ユニット買換え	2台	400万～500万円	2020年ゴールデンウィーク頃
レセコン	リース	300万円位	夏頃
車買換え		500万円位	秋頃
改装		600万円位	来年 正月休み中
自宅を購入予定		金額未定	2021年中に購入予定

御中

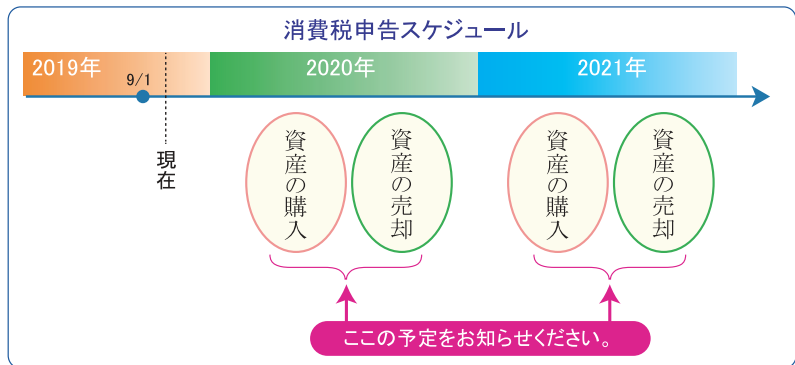
2020年に設備投資又は資産の売却等を (予定している 予定していない)

2021年に設備投資又は資産の売却等を (予定している 予定していない)

○ 予定している場合には恐れ入りますが詳細(内容、金額、時期等)をお知らせ下さい。

日本クレアス税理士法人 医療事業部
 〒100-6033 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング33階
 T.E.L 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245

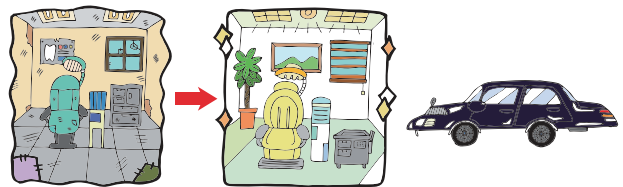
FAX: 03-3593-3245



医院の改装や移転・資産の購入

医院の改装や移転、及びユニットや自動車等の資産の購入につきましては、何百万円～何千万円単位で支払いが発生し消費税の判定に影響します。

今まで使っていたものを下取りに出すことも消費税の判定に影響いたしますので、併せてお知らせください。



自宅の購入・買替

自宅の一部を事務所経費として計上している場合、事務所部分は消費税に影響しますので忘れずにご回答ください。

設備投資についてご不明点がございましたら、担当までお問合わせください。

日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問合わせ先は ☎03-3593-3237

日本クレアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 333号

■発行日：2019年9月5日

■発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部

■URL：https://ca-medical.jp

■お問合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245

▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング33階
 電話：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

〈国内〉 東京 / 大阪 / 千葉

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング